

平成 16 年 2 月 27 日

各 位



株式会社エリアクエスト

(コード番号：8912 東証マザーズ)

東京都新宿区西新宿 2 - 6 - 1

新宿住友ビル 37F

代表取締役社長 清原 雅人

お問い合わせ先

常務取締役管理部長 伊藤 真奈美

TEL：03 - 5908 - 3303

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 2 月 27 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションを目的とする新株予約権の発行を平成 16 年 4 月 26 日開催予定の当社臨時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の当社に対する経営参画意識及び業績向上に対する貢献意欲を高めるため、さらに優秀な人材を確保することを目的として、当社の取締役及び従業員に対し、以下の記載の要領により、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500 株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。

ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の総数

50 個（新株予約権 1 個につき普通株式 10 株。ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使により発行する普通株式1株当たりの払込金額(行使価額)

新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株式を発行(新株予約権の行使の場合は含まない。)するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年1月1日から平成24年12月31日までとする。ただし、行使期間の終了日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

新株予約権者の相続人による行使はできないものとする。

その他権利行使の条件については、本株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

上記(7)に定める行使の条件を充たさず、新株予約権を行使できないこととなった場合、当該新株予約権を無償で償却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 16 年 4 月 26 日開催予定の当社臨時株主総会において、「ストック・オプションのために、株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上